

宜野座村マスコットキャラクター「ぎ〜のくん」使用要項

平成24年9月26日
要項第1号

(趣旨)

第1条 この要項は、宜野座村マスコットキャラクター「ぎ〜のくん」の着ぐるみ及びデザイン（以下「ぎ〜のくん」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用の範囲)

第2条 「ぎ〜のくん」を使用できる範囲は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 村及び公的機関の行う事業であること。
- (2) 地域振興のための事業であること。
- (3) その他村長が許可するものであること。

(使用の許可)

第3条 「ぎ〜のくん」の使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、使用する7日前までに宜野座村マスコットキャラクター使用許可申請書（様式第1号）を村長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、村長が認めるものについては、この限りではない。

2 村長は、前項の規定により申請者に対し許可したときは、宜野座村マスコットキャラクター使用許可通知書（様式第2号）を、許可をしなかったときは宜野座村マスコットキャラクター使用不許可通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(使用の制限)

第4条 第2条第2号に定める範囲であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、「ぎ〜のくん」の使用を許可しないものとする。

- (1) 特定の個人又は団体の営利及び宣伝に用いるとき、又は用いるおそれのあるとき。
- (2) 政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (3) 対象を特定し、又は限定して使用するとき、又は使用するおそれのあるとき。
- (4) 宜野座村の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (6) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (7) 着ぐるみを使用できない状態にあるとき。
- (8) その他村長が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。

(使用上の遵守事項)

第5条 「ぎ〜のくん」の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。

- (2) 使用期間を遵守すること。
- (3) 使用の権利を、他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 「ぎ〜のくん」の使用が終了したときは、宜野座村マスコットキャラクター使用状況報告書（様式第4号）に使用状況写真等を添付して返却しなければならない。
- (5) 雨天時には、着ぐるみを屋外で使用しないこと。また、屋外で使用中に雨天となった場合には、速やかに屋内に退避し、着ぐるみの汚損等を除去し清潔に保つこと。
- (6) 着ぐるみが汚損しないように努めること。
- (7) 着ぐるみ装着者は、装着中に声を発しないこと。
- (8) 着ぐるみ装着中は、必ず2人以上の補助者を付けること。
- (9) デザインを加工しないこと。
- (10) デザインの美しさを欠いたり、受け手に不快感を与えたり、視認性を損なうような表現はしないこと。
- (11) その他村長が特に付した条件に従って使用すること。

（許可の取消し）

第6条 使用者が前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規則に違反したときは、その承認を取り消すとともに、以後の使用は承認しないものとする。

2 前項に定める場合において、使用者に損害が生じても、村長はその責めを負わないものとする。

（使用料）

第7条 「ぎ〜のくん」の使用料は、無料とする。

（原状回復）

第8条 着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、村長が着ぐるみの修補又はクリーニングを求めたときは、申請者はこれに従わなければならない。

（使用者の責任）

第9条 着ぐるみの使用により、使用者に生じた被害、使用者が第三者に与えた損害、その他着ぐるみの使用に伴い発生した事故等の責任については、使用者に帰属し、村長は一切その責めを負わないものとする。

（補則）

第10条 この要項に定めるもののほか、「ぎ〜のくん」の取扱いに関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要項は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年要項第1号）

この要項は、平成26年4月1日から施行する。